

新型コロナウイルス感染症等に係る 町税の徴収猶予（納期限の延長）制度について

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があり町税を納期限内に納付することが困難となった方（その事業者からの給与収入で生計を立てている方も含みます。）は、最長で1年間、納税の猶予を受けることができますようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 各納期限内に納付（納入）することが困難であること。

（注）「各納期限内に納付（納入）することが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる町税

・ 令和3年2月1日までに納期限が到来する町道民税、法人町民税、固定資産税など、すべての町税が対象になります。

申請手続等

- ・ 各期別の各納期限までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入・現金や預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

申請先（お問い合わせ先）

遠別町役場 住民課 税務係 TEL：01632-7-2113（直通）